

公園内行為許可（承認）申請に関する手引き

新座市まちづくり未来部
みどりと公園課

1 公園内行為許可及び承認について

都市公園（以下児童遊園及び準公園を含め「公園」といいます。）は、一般公衆の休息、鑑賞、散歩、運動等のレクリエーションの用に供されるとともに、公共空地としての機能を有する公共の施設です。

公園は、自由に利用されることが原則ですが、公園内（総合運動公園陸上競技場等の有料施設を除く）において排他独占的に一定の行為を行うことは、公園の管理上支障を及ぼすおそれがあるため、公園管理者の許可が必要です。本手引きに沿って公園内行為許可及び承認（以下、公園内行為許可等と言う。）の申請手続きを行ってください。

【公園内行為許可等の申請が不要な行為】

次の行為については、自由利用の範囲のため、公園内行為許可等の申請は不要です。全ての来園者が気持ちよく利用できるよう、公園ごとのルールを守り、譲り合ってご利用ください。

なお、利用調整の観点から、園内の大部分を広く利用する場合や、1年間を通して定期的に利用する場合は、氏名（団体名）・連絡先・日時・場所・利用内容（遠足、健康体操等）等の概要をメール等でみどりと公園課まで提出してください。

- (1) 遠足、ハイキング、集合場所等
- (2) 体操、レクリエーション等（野外遊び等 ※ボール遊びは原則禁止）
- (3) アンケート調査等
- (4) 個人的な撮影等（個人が家族写真等を撮影する場合や、学生が自主制作映画等の撮影を行う場合）

2 公園内行為許可等の審査基準

(1) 共通審査基準

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 申請する行為が条例で制限される行為であること。
- ② 市が管理運営する公園であること。（マンションや団地内にある管理組合等が管理運営する公園は除く。）
- ③ 公園の種類、規模、利用の実態等に適合するものであること。
- ④ 公園に隣接して居住する者に迷惑を掛けることがなく、公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。
- ⑤ 事故が発生するおそれがないこと。

- ⑥ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
- ⑦ 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがないこと。
- ⑧ 他の利用者の公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為でないこと。
- ⑩ その他市長が不適当と認めるものでないこと。

(2) 行為別審査基準

前項の共通審査基準のほか、各行為別の審査については、次のとおりです。

【第1号 行商、募金その他これらに類する行為をすること。】

① 内容

- ア 営利を主たる目的としない物品の販売イベント等（チャリティバザー等）
- イ 災害復旧、人道支援等に係る募金等

② 個別要件

- ア 市の主催若しくは共催又は市が賛同できる行為であること。
- イ 公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。
- ウ 物品の内容、種類及び価格が公園内での販売として不適当な内容でないこと。
- エ 募金等は公共の福祉に反しないものであり、当該公園で実施しなければならない十分な必要性があり、他の利用者の公園利用に支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。

【第2号 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。】

① 内容

花火、キャンプファイヤー等

② 個別要件

- ア 市の主催若しくは共催又は市が賛同できる行為であること。
- イ 公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。
- ウ 火気の使用について、申請者の責任において準備、実施、後始末を行うこと。

【第3号 業として写真又は映画を撮影すること。】

① 内容

- ア 企業等のCMや映画撮影
- イ 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等での提供を目的とする撮影
- ウ 販売を目的とした情報誌、広告用写真の各種撮影
- エ 報道及び行政機関が行う広報を目的とする取材撮影

② 個別要件

- ア 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。
- イ 公園のイメージを損なうような内容ではないこと。
- ウ 開庁日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

【第4号 興行を行うこと。】

① 内容

営利を目的とした演劇、音楽会等

② 個別要件

- ア 公共の福祉の増進に寄与すると考えられる場合、公益性が高いと考えられる場合、その他市長が特に認める場合。
- イ 公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。

【第5号 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。】

① 内容

- ア 競技会、運動会、マラソン大会等
- イ 展示会、イベント等
- ウ 演説会、講演会その他これらに類する集会等
- エ オリエンテーリング、ウォークラリー
- オ 地域の祭礼や盆踊り、防災訓練等

② 個別要件

- ア 当該公園で実施しなければならない十分な必要性があること。
- イ 市の主催及び共催又は市が賛同できる行為であること。そのほか国、地方公共団体等及び当地方公共団体等及び当該公園の位置する周辺地

域自治組織等が行うものであること。

ウ 集会は、当該公園の周辺住民への騒音に十分配慮していること。

3 申請の流れ

(1) 事前相談

申請書を提出する前に、他の予定と重なりがないかを確認する必要があるため、まずは電話による事前相談をしてください。事前相談では、公園内行為許可等に係る次の内容を確認し、審査基準を満たすかも判断します。

なお、撮影許可の申請の場合は、予め、撮影許可事前確認シート及び添付書類を送っていただく必要があります。

- ① 行為を行う公園
- ② 行為を行う公園の範囲
- ③ 行為を行う日時
- ④ 行為の内容
- ⑤ その他(雨天時の対応等)

(2) 不許可とする行為

不許可とする行為は、次のとおりです。

- ① 新座市都市公園条例第12条第1項のいずれかに該当する場合
- ② 行為許可の審査の基準を満たさない場合

(3) 申請の受付

① 受付期間

受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」といいます。）の7日前までとします。

② 申請方法

ア 申請用紙

市ホームページやみどりと公園課窓口にて申請書を取得し、必要事項を記入のうえ、メール(kouen@city.niiza.lg.jp)か窓口にて提出してください。

イ 電子申請

インターネット上で申請をすることができます。以下の電子申請システムから申請してください。※現在申請できる公園は都市公園のみです。

(4) 許可書の交付

申請書提出後、審査基準の確認を経て、許可が下り次第こちらからメール等で連絡をいたします。(原則として、窓口にて許可(承認)書を交付します。)

4 申請書提出先及び問合せ先

新座市役所 まちづくり未来部 みどりと公園課 公園係

〒352-8623

埼玉県新座市野火止 1 - 1 - 1

TEL:048-477-2950 (直通)

Mail:kouen@city.niiza.lg.jp

(行為の制限)

第 11 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興業を行うこと。
- (5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所その他参考となる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平 24 条例 19・旧第 3 条繰下、平 25 条例 18・旧第 5 条繰下、平 30 条例 20・旧第 10 条繰下)

(行為の禁止)

第 12 条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

2 前項各号の行為をして市に損害を生じさせたときは、市長は、損害を賠償

させることができる。

(平 24 条例 19・旧第 4 条繰下、平 25 条例 18・旧第 6 条繰下、平 30 条例 20・旧第 11 条繰下)

(利用の禁止又は制限)

第 13 条 市長(第 9 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者)(以下「管理者」という。)は、都市公園の管理のため必要があると認めたときは、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(平 24 条例 19・旧第 5 条繰下・一部改正、平 25 条例 18・旧第 7 条繰下・一部改正、平 30 条例 20・旧第 12 条繰下・一部改正)